

第1期データヘルス計画の達成状況について

5:目標達成
4:改善している
3:横ばい
2:悪化している
1:評価できない

平成30年度の実績を反映した第1期データヘルス計画の達成状況(実施期間2016年度(平成28年度)～2018年度(平成30年度))について以下のとおりとなりました。

事業名	目的	概要	計画内容	ストラクチャ	プロセス評価	目標	達成状況 ※3	評価
			2016年度(平成28年度)～2018年度(平成30年度)	評価 ※1	※2			
健康診査事業	被保険者の生活習慣病予防	健康診査事業を行う市町村に対して必要な費用の補助を行うこととし、実施時期や実施方法は地域の実情に合わせて各市町村により設定します。特定健診における基本的な健診項目に加え、一定基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合は、詳細な健診項目も追加できます。	特定健診に準拠した健康診査を実施します。各市町村調査を実施し、市町村との情報交換を行います。	各市町村は、健康診査対象者となる被保険者に対し受診券を配布し、医師会及び医療機関等との連携のもと、個別・集団健診による健康診査を実施しました。健診結果を通して、被保険者の生活習慣病予防の啓発に繋がりました。	健診に係る費用の補助額を増額して、より受診率の向上を図る必要があります。(2018年度(平成30年度)実施分から対応)	2018年度(平成30年度)末までに健康診査受診率10%向上	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査受診率 0.98ポイント向上 (2018年度(平成30年度)末時点) 2015年度(平成27年度) 13.20% 2016年度(平成28年度) 13.62% 2017年度(平成29年度) 14.02% 2018年度(平成30年度) 14.18%	3
ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の普及率向上	レセプトから、ジェネリック医薬品(※4)の使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者を特定します。対象者に通知書を送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促します。通知書の内容は、先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えることで、どのくらい薬剤費が軽減できるか、ジェネリック医薬品とは何か等の情報を記載します。	年1回、21,600通程度を想定しています。対象者特定方法や効果検証方法、実施後の効果を考慮し、継続を検討します。	ジェネリック医薬品に置き換えた場合、2016年度(平成28年度)は140円以上、2017年度(平成29年度)は120円以上、2018年度(平成30年度)は100円以上(一部市町村は50円以上)の差額発生が見込める被保険者を送付の対象とし、お知らせにより、ジェネリック医薬品の周知ができました。	通知対象の条件(差額の引き下げ等)を見直して、より広い周知を図る必要があります。	新指標でのジェネリック医薬品普及率(数量ベース)60%	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品差額通知数 2015年度(平成27年度) 実施なし 2016年度(平成28年度) 20,359通 2017年度(平成29年度) 20,103通 2018年度(平成30年度) 21,476通 ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)7.9ポイント向上 (2018年(平成30年)9月時点) 2016年度(平成28年度) 66.2% (2016年(平成28年)10月時点) 2017年度(平成29年度) 71.6% (2017年(平成29年)10月時点) 2018年度(平成30年度) 74.1% (2018年(平成30年)9月時点) 	5
長寿・健康増進事業	特別調整交付金を活用し、市町村が実施する被保険者の健康増進のための事業に対する補助	健康診査の項目追加や在宅要介護者への訪問歯科健診、健康教育・健康相談等、市町村が実施する健康増進のための事業への補助事業として実施します。 ①健康診査(追加項目検査) ②在宅要介護者等への訪問歯科健診等 ③健康教育・健康相談等 ④医療資源が限られた地域の保健事業 ⑤専門職による相談・訪問指導 ⑥運動・健康施設等の利用助成 ⑦社会参加活動等の運営費の助成 ⑧人間ドック等の費用助成	保健事業実施計画に基づき実施します。実施予定事業以外でも事業の趣旨に沿った取り組みは交付金対象として実施します。	各市町村が実施した各事業に対して、広域連合が助成することにより、経費的負担を軽減させ、様々な取り組みを実現することができました。	複数の市町村で実施された事業がある一方で、未実施の事業もありますので、経費的助成だけでなく、今後は人的助成等も検討することが必要です。	2018年度(平成30年度)末までに実施市町村数20%増加	<ul style="list-style-type: none"> 実施市町村数 4.5%増加 (2018年度(平成30年度)末時点) 2015年度(平成27年度) 22市町村 2016年度(平成28年度) 22市町村 2017年度(平成29年度) 23市町村 2018年度(平成30年度) 23市町村	3

※1 ストラクチャ評価は、「どういう体制で実施し、どう影響したか」を示しています。
 ※2 プロセス評価は、「内容や方法等からの考察」を示しています。
 ※3 健康診査事業の達成状況の受診率は、人間ドック受診者を含まない率です。

5:目標達成
 4:改善している
 3:横ばい
 2:悪化している
 1:評価できない

事業名	目的	概要	計画内容	ストラクチャ	プロセス評価	目標	達成状況 ※3	評価
			2016年度(平成28年度)～ 2018年度(平成30年度)	評価 ※1	※2			
柔道整復師の施術等の医療費適正化事業	被保険者の適正受診の普及啓発	柔道整復師への長期受診者、頻回受診者等に対して通知を行います。	長期受診及び頻回受診等に該当する被保険者に対して啓発文書を年数回送付します。	長期受診及び頻回受診等に該当する被保険者への啓発文書の送付により、適正受診の意識付けに取り組みました。	適正受診の普及啓発のため、通知対象の条件を見直して、より広い周知を図る必要があります。	被保険者の受診行動の適正化を図りました	<ul style="list-style-type: none"> 通知件数及び啓发文書送付月 2016年(平成28年)10月送付 1,291通 2017年(平成29年)12月送付 1,029通 2018年(平成30年)12月送付 923通 費用額計及び効果額 【2016年度(平成28年度)】 (送付前) 36,218,874円 2016年(平成28年)5月～ 2016年(平成28年)9月施術分(送付後) 25,889,802円 2016年(平成28年)11月～ 2017年(平成29年)3月施術分(効果額) 10,329,072円 【2017年度(平成29年度)】 (送付前) 33,361,124円 2017年(平成29年)7月～ 2017年(平成29年)11月施術分(送付後) 21,876,331円 2018年(平成30年)1月～ 2018年(平成30年)5月施術分(効果額) 11,484,793円 【2018年度(平成30年度)】 (送付前) 54,802,095円 2018年(平成30年)7月～ 2018年(平成30年)11月施術分(送付後) 39,654,419円 2019年(平成31年)1月～ 2019年(令和元年)5月施術分(効果額) 15,147,676円 	4
医療費等通知事業	被保険者の健康と医療に対する認識の向上	被保険者に対して、医療費についての通知を年2回行います。	被保険者全員に対して通知書を年2回(8月・2月)送付します。	単に受診履歴を通知するだけでなく、医療費控除にも活用できるように、2017年度(平成29年度)第2回分から自己負担相当額を記載しました。	柔整、あんま、はり・きゅう、マッサージ等の誤った受療を抑制するよう注意事項を詳細に記載しました。その他にも医療費適正化に繋がるようなメッセージを掲載する必要があります。	被保険者の健康と医療に対する認識を深めてもらうことで、医療費等の適正化を図りました	<ul style="list-style-type: none"> 医療費等通知件数 【2015年(平成27年度)】 通知件数(1回目) 251,634通 通知件数(2回目) 252,376通 【2016年(平成28年度)】 通知件数(1回目) 256,732通 通知件数(2回目) 259,092通 【2017年(平成29年度)】 通知件数(1回目) 263,633通 通知件数(2回目) 265,558通 【2018年(平成30年度)】 通知件数(1回目) 257,596通 通知件数(2回目) 276,934通 	4

※1 ストラクチャ評価は、「どういう体制で実施し、どう影響したか」を示しています。

※2 プロセス評価は、「内容や方法等からの考察」を示しています。